

## システム情報工学研究群の博士後期課程学生を 対象とした経済的支援策

本研究群は、博士後期課程学生を対象として、学生納付金（入学料、授業料）の半額相当額を大学と研究群が補助する経済的支援策を実施しています。

経済的支援策の制度等	運用組織
<input type="checkbox"/> 授業料等学生納付金の免除制度	◇ 筑波大学
<input type="checkbox"/> リサーチアシスタント（RA）委嘱制度 （研究業務に対するRA謝金の支給）	◇ システム情報工学研究群

(1) 経済的支援策は、学生納付金（入学料、授業料）の免除制度とリサーチ・アシスタント（RA）委嘱制度の併用により実施します。

具体的には、大学全体で行う学生納付金の免除に加えて、必要に応じて研究群が独自にRA委嘱を行い、研究業務従事への謝金を支給することにより、1年次は入学料ならびに年間授業料の半額、2年次と3年次は年間授業料の半額相当額を大学と研究群が補助できるようにします。

(2) つぎの方々は、本経済的支援策を申請することはできません。

- ・ 社会人学生で、勤務先から給与を受けているなど、恒常的な収入のある方
- ・ 国費留学生や日本学術振興会特別研究員など、恒常的な収入のある方
- ・ 外国政府留学生など、学費相当額や生活費の支給を受けている方

(3) 通常の学生が日本学生支援機構やその他の団体から貸与型の奨学金を受けている場合は、研究群の経済的支援の対象となります。

(4) 経済的支援は、3年間の標準在籍期間にわたって受けることができます。

ただし、申請は毎年必要です。

また、委嘱した研究業務について、毎月末に委嘱業務従事報告書を提出していただきますが、提出がなかった場合は、当該月の研究業務は遂行されなかったものとみなされ、RA謝金は支給されません。また、委嘱した研究遂行業務の履行状態が不良の場合は、RA委嘱を解除することがあります。

(5) 経済的支援を希望する場合は、大学全体で行う授業料等学生納付金への申請及び経済的支援受給申請に必要な書類を、期日までに提出してください。

所定の手続きを怠った場合は、支援を受けることはできません。

### 【参考資料】

研究群の経済的支援 対象者フローチャート

令和6年4月  
筑波大学大学院理工情報生命学術院  
システム情報工学研究群